

令和6年7月11日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、札幌高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、不開示部分が本当に不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

令和6年4月1日以降の札幌高裁の職員配置表（職員配置表がない場合は配置図）

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和6年5月22日付で一部不開示とする判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示対象文書は、札幌高等裁判所に所属する職員の執務時の着席位置等を示した図面（職員配置表）であるが、原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、職員の執務机の位置に関する情報、電話番号、FAX番号、内線番号、部屋の場所等が記載されている。

このうち、職員の執務机の位置に関する情報は、裁判所が行う業務の内容等を踏まえれば、職員の執務時の着席位置を公にすると、特定の職員の事務を停滞させる目的・態様での執務室への来訪がされること等にもつながりかねず、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、外部に公表していない電話番号、FAX番号及び内線番号は、これを公にすることにより裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

その他、一般の来庁者が自由に入りきれない部屋の場所等の情報については、これを公にすることにより庁舎管理事務又は警備事務に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 苦情申出人は、本件対象文書の不開示部分が行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号に定める不開示情報に相当するか不明である旨主張するが、本件不開示部分がいずれも同号に定める不開示情報に相当することは、上記のとおりである。

(3) よって、原判断は相当である。